

環境審議会 第5回古賀市版環境カウンセラー制度専門部会（書面開催） 結果報告

書面による審議依頼	令和2年6月17日（水）
回答期限	令和2年7月22日（水）
議 題	古賀市版環境カウンセラー制度 部会答申案について
会議参加者	岩下 恭子委員、上杉 昌也委員、木庭 かおり委員、 中屋 允雄委員、二渡 了委員、吉見 一郎委員、 渡邊 裕子委員、井上 久子 学校教育課指導主事(オブザーバー) 以上 8名
配布資料	○部会答申案 ○資料1 古賀市版環境カウンセラー制度意見比較 ○資料2 古賀市版環境カウンセラー制度概要 ○資料3 登録・利用にかかる様式等
<p>環境審議会 第5回古賀市版環境カウンセラー制度専門部会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面会議による開催とし、結果は次のとおりです。</p> <p>○審議事項</p> <p>&lt;ご意見等&gt;</p> <p>(全般的なこと)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「SDG s」(持続可能な開発目標)の観点から「制度概要」を捉えて、位置づけを明確化するよう検討していただきたい。【資料2】p.1</li> <li>・制度説明の中で、プログラムの「認定」か「採択」か表現が混在しているところがあるので、誤解を少なくするために統一した方がいい。【資料2全般】</li> </ul> <p>(運営・利用に関すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境プログラムについて、「専門的知見を要するプログラムについては、外部講師の招聘を可能とする」条項の追加の検討をしていただきたい。【資料2】p.3</li> <li>・アドバイザーの活動の流れの項目に「アドバイザーは必要に応じてサポーターの依頼と打合せをする」とあった方が分かりやすいと思う。【資料2】p.3</li> <li>・サポーターの登録要件は「環境に関心のある個人、もしくは団体」とあるが、部会では、自力でこれる高校生以上となったと思われる。【資料2】p.4</li> <li>・アドバイザー登録申請書(団体)について、アドバイザー数の欄はありますが、アドバイザー名の記入欄は必要ないでしょうか。【資料3-2】</li> <li>・サポーター登録申請書(個人)について、ボランティア証明書発行希望があった場合のために、学校名と学年の記載欄は必要ないでしょうか。【資料3-3】</li> </ul>	

〈その他のご意見・質問等〉

- アドバイザーが講師を務める年に学習会を開催するとあるが、そのプログラムに関する学習会という意味でしょうか。【資料2】 p. 2
- 活動中におけるアドバイザー、サポーターの事故やアドバイザー、サポーターが第三者を傷付けた場合の保険は市の「全国市長会市民総合賠償補償保険」で対応とあるが、保険料の負担はだれがするのですか。【資料2】 p. 2、p. 4
- 「利用者が支払う講師料及び交通量については、無料とする」利用者負担はなしという意味でしょうか。【資料2】 p. 3
- 「アドバイザーは登録を行う際に、新規プログラム登録するか、既存プログラムに掲載される必要がある」とあるがどういう意味か。【資料2】 p. 2、p. 6